

令和 7 年 1 2 月 定例会議案概要

第 1 1 3 号議案 専決処分事項の承認を求めるについて (令和 7 年度越谷市一般会計
補正予算 (第 4 号)) 【行財政部財政課】

埼玉県議会議員補欠選挙が令和 7 年 (2025 年) 1 1 月 3 0 日に執行されることに伴い、一般会計補正予算 (第 4 号) を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるもの

◇補 正 額: 1 億 0, 3 0 0 万円

◇専決処分日: 令和 7 年 (2025 年) 1 0 月 2 3 日

第 1 1 4 号議案 越谷市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

越谷市教育委員会委員上原美子氏の任期満了 (令和 7 年 (2025 年) 1 2 月 2 3 日) に伴い後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏 名: 上 原 美 子 (うえはら・よしこ)

生年月日: 昭和 3 7 年 (1962 年) 4 月 2 4 日

略 歴: 埼玉県立大学保健医療福祉学部共通教育科教授

越谷市教育委員会委員

第 1 1 5 号議案 越谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定について

【行財政部行政管理課】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を「スポーツに関する事務 (学校における体育に関するこを除く。)」として定めるもの。令和 8 年 4 月 1 日から施行

※附則改正: 越谷市地区センター設置及び管理条例ほか 5 条例

改正内容: スポーツに関する事務について教育委員会から市長に職務権限を移すことによる規定の整備を行うもの

第 1 1 6 号議案 越谷市部設置条例の一部を改正する条例制定について

【行財政部行政管理課】

第 5 次総合振興計画後期基本計画の着実な推進を図るとともに、より効率的かつ効果的な組織を構築するもの。令和 8 年 4 月 1 日から施行

※附則改正: 越谷市行政経営審議会設置条例ほか 7 条例

改正内容: 審議会等の庶務を処理する組織の名称を変更するもの

第117号議案 越谷市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

【行財政部行政管理課】

行政需要の高まりや喫緊の課題に対応するとともに、さらなる市民サービスの向上を図るべく、職員定数を変更するもの。令和8年4月1日から施行

	改正前	改正後	増減
市長部局	2,434人	2,454人	+20人
	市長部門 越谷・松伏水道企業団へ派遣する職員117人	市長部門 越谷・松伏水道企業団へ派遣する職員114人	(+23人) (-3人)
消防局	331人	329人	-2人
教育委員会	312人	294人	-18人

※ 全体として職員定数に増減なし。

第118号議案 越谷市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

国家公務員等の旅費制度の改正に伴い、国に準じて職員等の旅費制度を改正するもの。令和8年4月1日から施行

(1) 旅費の種目及び内容の改正

- ① 宿泊料、移転料等について、宿泊費、転居費等に改めるとともに、定額支給から原則実費支給に改めるもの
- ② 日額旅費を廃止するとともに、日当を宿泊を伴う出張にのみ支給する宿泊手当に改めるほか、包括宿泊費及び死亡手当を創設するなどの改正を行うもの

(2) 旅費の支給対象の見直し

旅行者等に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する旅費に相当する額の直接の支払を可能とするもの

(3) 市費の適正な支出の確保

条例の規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、当該旅費の返納に代えて、旅行者の給与等からの控除を可能とするもの

(4) 条文整備

※附則改正：証人等の実費弁償に関する条例のほか2条例

改正内容：証人等の旅費について同様に改めるとともに条文整備を行うもの

第119号議案 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【行財政部公共施設マネジメント推進課】

本市が所有する共同住宅の集会所又は集会室について、速やかに無償貸付ができる体制を整えることにより、さらなる地域コミュニティの形成及び促進を図るもの。公布の日から施行

第120号議案 越谷市火災予防条例の一部を改正する条例制定について【消防局予防課】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されることに伴い、現行の「サウナ設備」を放熱設備の定格出力や熱源等により「簡易サウナ設備(※1)」と「一般サウナ設備(※2)」に分類し、簡易サウナ設備に係る防火上有効な構造に関する規定等を新たに定めるもの。令和8年3月31日(改正省令の施行日)から施行

※1 簡易サウナ設備 = 屋外の「テント型サウナ」又は「バレル型サウナ」に設ける放熱設備で、

定格出力6kW以下かつ熱源が「薪」又は「電気」であるもの

※2 一般サウナ設備 = 簡易サウナ設備に該当しないサウナ室に設ける放熱設備

第121号議案 東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約の変更について

【消防局消防総務課】

東埼玉消防指令業務共同運用協議会の事務所の位置を変更し、東埼玉消防指令センターを置くため、規約を変更することについて協議するもの。令和8年4月1日から施行

第122号議案 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

【福祉部生活福祉課・保健医療部保健所保健総務課】

国民生活基礎調査等に係る調査員及び社会保障・人口問題基本調査に係る調査員の報酬の改定を行うもの。令和8年4月1日から施行

職名	改定前	改定後
厚生統計調査員	国民生活基礎調査等に係る調査員 調査区割額(1調査区30,000円以内で市長の定める額)と 世帯割額(1世帯2,000円以内で市長の定める額)との合算額	調査区割額(1調査区50,000円以内で市長の定める額)と 世帯割額(1世帯3,000円以内で市長の定める額)との合算額
	社会保障・人口問題基本調査に係る調査員 世帯割額(1世帯3,000円以内で市長の定める額)との合算額	

※厚生統計調査員のうち受療行動調査に係る調査員については改定なし。

第123号議案 越谷市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例制定について

【福祉部福祉総務課】

子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、所管事項に「特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項」を追加するもの。公布の日から施行

第124号議案 越谷市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【市立病院事務部経営企画課】

入退院支援及び医療福祉相談に係る業務の連携強化等を図るため、越谷市立病院の組織として「患者支援センター」、「医療安全管理室」及び「感染対策室」を置くこととするもの。令和8年4月1日から施行

第125号議案 裁判上の和解について

【保健医療部保健所感染症保健対策課】

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで保健医療部保健所感染症保健対策課の保健師として越谷市に勤務していた相手方が、上席職員によるパワーハラスメント等の不法行為があり、超過勤務手当の支給申請を抑制されるとともに、精神的苦痛を受けたとして、越谷市に対して、未払賃金の支払及び損害賠償を求めたもの

【和解の要旨】

越谷市と相手方は、越谷市が相手方主張に係る不法行為に基づく損害賠償義務を負わないことを相互に確認するとともに、越谷市は、相手方に対して、未払賃金請求についての和解金として金25万6,000円の支払義務があることを認め、令和8年（2026年）1月末日限り、相手方の指定する銀行口座に送金して支払う。

第126号議案 指定管理者の指定について（越谷市中央市民会館・越谷市北部市民会館）

【市民協働部市民活動支援課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- ① 越谷市中央市民会館（越谷市越ヶ谷四丁目1番1号）
- ② 越谷市北部市民会館（越谷市大字恩間181番地1）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市増林二丁目33番地

名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社

(3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第127号議案 指定管理者の指定について（越谷市赤山交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷市赤山交流館（越谷市赤山町三丁目128番地1）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市赤山町三丁目128番地1

名称：越谷市赤山交流館運営協議会

(3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第128号議案 指定管理者の指定について（越谷市大沢北交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷市大沢北交流館（越谷市大字大里326番地1）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市大字大里326番地1

名称：越谷市大沢北交流館運営協議会

(3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第129号議案 指定管理者の指定について（越谷市蒲生交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷市蒲生交流館（越谷市蒲生寿町4番9号）

- (2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市蒲生寿町4番9号

名称：越谷市蒲生交流館運営協議会

- (3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第130号議案 指定管理者の指定について（越谷市南部交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷市南部交流館（越谷市南町一丁目22番13号）

- (2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市南町一丁目22番13号

名称：越谷市南部交流館運営協議会

- (3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第131号議案 指定管理者の指定について（越谷市大袋北交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷市大袋北交流館（越谷市大字袋山565番地4）

- (2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市大字袋山565番地4

名称：越谷市大袋北交流館運営協議会

- (3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第132号議案 指定管理者の指定について（越谷市桜井交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷市桜井交流館（越谷市大字大泊730番地2）

- (2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市大字大泊730番地2

名称：越谷市桜井交流館運営協議会

- (3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第133号議案 指定管理者の指定について（越谷市南越谷交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷市南越谷交流館（越谷市南越谷五丁目15番地4）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市南越谷五丁目15番地4

名称：越谷市南越谷交流館運営協議会

(3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第134号議案 指定管理者の指定について（越谷市障害者福祉センターこばと館）

【福祉部障害福祉課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷市障害者福祉センターこばと館（越谷市越ヶ谷四丁目1番1号）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市越ヶ谷四丁目1番1号

名称：社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会

(3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第135号議案 指定管理者の指定について（越谷市障害者就労訓練施設しらこばと）

【福祉部障害福祉課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷市障害者就労訓練施設しらこばと（越谷市大字増林5830番地4）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市越ヶ谷四丁目1番1号

名称：社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会

(3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第136号議案 指定管理者の指定について（越谷市斎場）

【市民協働部市民課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷市斎場（越谷市大字増林3989番地1）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：富山県富山市奥田新町12番3号

名称：越谷市斎場マネジメント共同企業体

(3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第137号議案 指定管理者の指定について（花田苑）

【都市整備部公園緑地課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

花田苑（越谷市花田六丁目6番地2）

- (2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市増林二丁目33番地

名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社

- (3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第138号議案 指定管理者の指定について（キャンベルタウン野鳥の森）

【都市整備部公園緑地課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

キャンベルタウン野鳥の森（越谷市大字大吉272番地1）

- (2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市増林二丁目33番地

名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社

- (3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第139号議案 市道路線の廃止について

【建設部道路総務課】

全部払下げ1路線、終点変更1路線、合計2路線、延長83.00mを廃止するもの

第140号議案 市道路線の認定について

【建設部道路総務課】

宅地造成に伴い帰属したもの8路線、終点変更1路線、一般県道越谷川口線の一部が移管されることに伴うもの1路線、合計10路線、延長895.40mを認定するもの

第141号議案 越谷市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部保育入所課】

子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの

- (1) 過料に係る対象の追加《令和8年4月1日から施行》

乳児等のための支援給付に係る市の報告等の求めに虚偽の報告等をした保護者、事業者等及び市の支給認定証の返還の求めに応じない保護者に対し、10万円以下の過料を科すもの

- (2) 条文整備《公布の日から施行》

第142号議案 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について【子ども家庭部子ども施策推進課・青少年課】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（省令等）の一部改正に伴い、省令等を参照等し、関係条例（8条例）について同様の改正を行うもの

- (1) 母子保健法に規定する「健康診査」が、保育所等の「健康診断」の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるとするもの
《公布の日から施行》
- (2) 母子生活支援施設の長及び母子支援員の資格として、子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加するもの《令和8年3月1日から施行》
- (3) 条例中で引用する虐待等の禁止に係る条項等を改めるもの《公布の日から施行》

NO	改正条例	(1)	(2)	(3)
		健康診断の緩和	母子生活支援施設の長等の資格の追加	虐待等の禁止に係る条項等の改正
①	越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	○	○	○
②	越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	○		
③	越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例			○
④	越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例			○
⑤	越谷市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例	○		○
⑥	越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	○		○
⑦	越谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例			○
⑧	越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例			○

第143号議案 指定管理者の指定について（越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂）

【教育総務部生涯学習課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂（越谷市花田六丁目6番地1）

- (2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市増林二丁目33番地

名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社

- (3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第144号議案 指定管理者の指定について（越谷総合公園・越谷市立総合体育館）

【都市整備部公園緑地課・教育総務部スポーツ振興課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- ① 越谷総合公園（越谷市増林二丁目地内）
- ② 越谷市立総合体育館（越谷市増林二丁目33番地）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市増林二丁目33番地

名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社

(3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第145号議案 指定管理者の指定について（越谷市民球場・越谷市立越谷総合公園多目的運動場・越谷市立越谷総合公園庭球場）【教育総務部スポーツ振興課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- ① 越谷市民球場（越谷市増林三丁目1番地）
- ② 越谷市立越谷総合公園多目的運動場（越谷市増林三丁目1番地）
- ③ 越谷市立越谷総合公園庭球場（越谷市増林三丁目1番地）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市増林二丁目33番地

名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社

(3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第146号議案 指定管理者の指定について（越谷市立しらこばと運動公園競技場・越谷市立しらこばと運動公園第2競技場・越谷市立しらこばと運動公園野球場・越谷市立しらこばと運動公園庭球場・越谷市立しらこばと運動公園ソフトボール場）【教育総務部スポーツ振興課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- ① 越谷市立しらこばと運動公園競技場（越谷市大字小曾川729番地1）
- ② 越谷市立しらこばと運動公園第2競技場（越谷市大字砂原39番地）
- ③ 越谷市立しらこばと運動公園野球場（越谷市大字砂原39番地）
- ④ 越谷市立しらこばと運動公園庭球場（越谷市大字砂原39番地）
- ⑤ 越谷市立しらこばと運動公園ソフトボール場（越谷市大字砂原39番地）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市増林二丁目33番地

名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社

(3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第147号議案 指定管理者の指定について（緑の森公園越谷市弓道場）

【教育総務部スポーツ振興課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

緑の森公園越谷市弓道場（越谷市越ヶ谷2579番地）

- (2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市増林二丁目33番地

名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社

- (3) 指定する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

第148号議案から第152号議案

令和7年度越谷市一般会計補正予算（第5号）について ほか補正予算4件

【問合せ】 総務部法務課

電話 048-963-9130